

公開買付説明書の訂正事項分

2024年11月

堂島汽船株式会社
(対象者：兵機海運株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	堂島汽船株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	06-6341-0891
【事務連絡者氏名】	株式会社富洋海運 執行役員 笹島 貴臣
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	堂島汽船株式会社 (大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、堂島汽船株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、兵機海運株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2024年10月18日付で提出した公開買付届出書につきまして、①対象者が2024年10月30日付けで「堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が2024年10月31日付けで「大和工業グループとの資本提携及び業務提携の協議開始について」を公表したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

この他、本公開買付けの資金は全て公開買付者の手元資金で賄う予定です。具体的には、公開買付者は、富洋海運から2024年10月7日付で金800,000千円を借り入れたことにより調達した資金をもって、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを予定しております。最後に、上記の通り、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同する旨の意見表明は受けていないものの、公開買付者としては、本公開買付けは経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を遵守した真摯な提案に該当するものであると考えており、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的なご提案であると考えておりますので、対象者の経営陣においても本公開買付けの意義を十分ご理解いただき、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うことを期待するとともに、事業法人株主様等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。

(訂正後)

<前略>

この他、本公開買付けの資金は全て公開買付者の手元資金で賄う予定です。具体的には、公開買付者は、富洋海運から2024年10月7日付で金800,000千円を借り入れたことにより調達した資金をもって、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを予定しております。最後に、上記の通り、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同する旨の意見表明は受けていないものの、公開買付者としては、本公開買付けは経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を遵守した真摯な提案に該当するものであると考えており、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的なご提案であると考えておりますので、対象者の経営陣においても本公開買付けの意義を十分ご理解いただき、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うことを期待するとともに、事業法人株主様等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。

その後、公開買付者は、2024年10月18日より本公開買付けを開始いたしました。対象者が2024年10月30日に公表した「堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(以下「対象者意見表明留保プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。そして、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。))の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する対象者の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定とのことです。

また、対象者が2024年10月31日に公表した「大和工業グループとの資本提携及び業務提携の協議開始について」(以下、「対象者2024年10月31日付リリース」といいます。))によれば、同日、対象者と大和工業グループ(大和工業株式会社及び大和工業株式会社の連結子会社ヤマトスチール株式会社、以下、総称して「大和グループ」といいます。))は、対象者及び大和グループの事業発展及び持続的な成長を目指し、資本提携及び業務提携の協議を開始することを合意したとのことです。もっとも、対象者2024年10月31日付リリースによれば、大和グループによる対象者の株式の具体的な取得株式数、取得方法、取得時期等については同日時点においては未定とのことです。

これに伴って、公開買付者は、①対象者が2024年10月30日付けで対象者意見表明留保プレスリリースを公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書(以下「対象者意見表明報告書」といいます。))を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が対象者2024年10月31日付リリースを公表したことに伴い、法第27条の8第2項

の規定に基づき、本公開買付け届出書の訂正届出書を提出いたしました。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、2024年5月1日付で、対象者より当該面談の実施について応諾する旨の回答を得たことから、富洋海運は、同年5月15日付で、対象者との間で面談を実施し、本提案書の内容及び協業案について説明を行いました。かかる面談において、対象者からは、本提案書の内容について同年5月27日に開催予定の対象者取締役会で諮るとの説明を受けました。その後、対象者からの要請により、同年6月4日に富洋海運は対象者と再度面談を行いました。対象者の同年5月27日付取締役会において審議した結果、資本業務提携については全取締役一致で辞退することとなった旨の回答を、当該面談時に書面(以下「本回答書」といいます。)により得ました。また、同年6月4日の当該面談において、公開買付者グループと対象者間の協業に係る検討自体は継続したい旨の意向を併せて確認しました。しかしながら、富洋海運としては、富洋海運が提示した対象者の企業価値向上に係る協議案について何らの評価も示されることなく、本回答書では提案を拒絶されている状況であり、その後同年7月29日に実施した富洋海運と対象者の代表取締役との面談においても、業務提携の案を具体的に進める時期について明確に示されなかったことを踏まえ、今後仮に対象者との協議を継続した場合においても、対象者内部において真摯にかつ迅速に業務提携の検討が進まない可能性が高いものと考えるとともに、対象者との交渉過程や富洋海運が提供する情報について、対象者株主に対しても開示がなされ、透明性を確保した方が対象者取締役会に真摯にご検討いただけると考えるに至りました。そして、2024年8月下旬、対象者との資本業務提携を実現するためには、まずは公開買付けの手法により可及的速やかに対象者株式を取得し、公開買付者グループが対象者の株式を可能な限り多く所有する株主の立場となった上で対象者への発言権を強化してから、再度資本業務提携に係る交渉に望むことが、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上に向けた最善の方策であると考えました。また、2024年9月上旬、富洋海運は、同社は取締役が4名いる会社であり、会社法上、その業務執行の決定には取締役の過半数による決定が必要となること、富洋海運の代表取締役社長でもある久保大介氏のみを公開買付者の取締役とすることで、本公開買付け成立後に対象者の議決権行使について迅速かつ機動的な意思決定を行うことを可能とする観点から、対象者株式を保有する目的の法人を設立した上で、本公開買付けの主体とすることが最善であると判断しました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、2024年5月1日付で、対象者より当該面談の実施について応諾する旨の回答を得たことから、富洋海運は、同年5月15日付で、対象者との間で面談を実施し、本提案書の内容及び協業案について説明を行いました。かかる面談において、対象者からは、本提案書の内容について同年5月27日に開催予定の対象者取締役会で諮るとの説明を受けました。その後、対象者からの要請により、同年6月4日に富洋海運は対象者と再度面談を行いました。対象者の同年5月27日付取締役会において審議した結果、資本業務提携については全取締役一致で辞退することとなった旨の回答を、当該面談時に書面(以下「本回答書」といいます。)により得ました。また、同年6月4日の当該面談において、公開買付者グループと対象者間の協業に係る検討自体は継続したい旨の意向を併せて確認しました。しかしながら、富洋海運としては、富洋海運が提示した対象者の企業価値向上に係る協議案について何らの評価も示されることなく、本回答書では提案を拒絶されている状況であり、その後同年7月29日に実施した富洋海運と対象者の代表取締役との面談においても、業務提携の案を具体的に進める時期について明確に示されなかったことを踏まえ、今後仮に対象者との協議を継続した場合においても、対象者内部において真摯にかつ迅速に業務提携の検討が進まない可能性が高いものと考えたとともに、対象者との交渉過程や富洋海運が提供する情報について、対象者株主に対しても開示がなされ、透明性を確保した方が対象者取締役会に真摯にご検討いただけると考えるに至りました。そして、2024年8月下旬、対象者との資本業務提携を実現するためには、まずは公開買付けの手法により可及的速やかに対象者株式を取得し、公開買付者グループが対象者の株式を可能な限り多く所有する株主の立場となった上で対象者への発言権を強化してから、再度資本業務提携に係る交渉に望むことが、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上に向けた最善の方策であると考えました。また、2024年9月上旬、富洋海運は、同社は取締役が4名いる会社であり、会社法上、その業務執行の決定には取締役の過半数による決定が必要となること、富洋海運の代表取締役社長でもある久保大介氏のみを公開買付者の取締役とすることで、本公開買付け成立後に対象者の議決権行使について迅速かつ機動的な意思決定を行うことを可能とする観点から、対象者株式を保有する目的の法人を設立した上で、本公開買付けの主体とすることが最善であると判断しました。

その後、公開買付者は、2024年10月18日より本公開買付けを開始いたしました。対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。そして、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した本公開買付届出書の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する対象者の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定とのことです。

また、対象者2024年10月31日付リリースによれば、同日、対象者と大和グループは、対象者及び大和グループの事業発展及び持続的な成長を目指し、資本提携及び業務提携の協議を開始することを合意したとのことです。もっとも、対象者2024年10月31日付リリースによれば、大和グループによる対象者の株式の具体的な取得株式数、取得方法、取得時期等については同日時点においては未定とのことです。

これに伴って、公開買付者は、①対象者が2024年10月30日付けで対象者意見表明留保プレスリリースを公表し、同日付けで対象者意見表明報告書を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が対象者2024年10月31日付リリースを公表したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

<後略>